

## 漁獲証明制度の運用に関するニュージーランドのコメント

### はじめに

この文書は、2010年期におけるニュージーランドの経験を基に、漁獲証明制度（CDS）の実施に関する事務局文書CCSBT-CC/1010/05を補足するものである。

議論すべき主要事項は以下のとおり。

- CDSの運用の合理化の機会
- 漁獲モニタリング様式に2隻以上の船舶を記入できるようにする
- 特に時間が重要な意味を持つ生鮮品の輸出の観点から、文書を作成する上で何らかの問題が発生した場合の処理方法（トラブルシューティング）

\*\*\*\*\*

## CCSBT漁獲証明制度（CDS）の実施に関する決議 に関するオーストラリアの2010年のレビュー

### はじめに

この文書は、*CCSBT漁獲証明制度（CDS）の実施に関する決議*を効果的に実施する上でオーストラリアが特定した課題について記述し、同決議及びそれを支援する手続きの改善及び強化のための手段を提案する。

## CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries – Australia (Rev1)

### みなみまぐろ漁業に関するオーストラリアの年次レビュー

P.I. Hobsbawn, H. Patterson, G. Begg

#### 要旨

#### 2010 アップデート

2010年漁期報告書は、2008-09割当年（12月-11月）以前のオーストラリアのみなみまぐろ（SBT）漁業に関する漁獲量及び操業活動、並びに2009-11年期の1年目の暫定的な結果を概括する。

#### 漁期

2008-09期は、オーストラリアの水域において、全部で30隻の商業漁船が、合計5242トンのSBTを水揚げした。漁獲量の95.7%がまき網で、残りははえ縄で漁獲された。2008-09割当年においては、蓄養事業のために7隻のまき網船が南オーストラリア沖で漁獲し、生き餌、ポンツーン曳航船及び投餌船もこれに従事した。まき網漁業は、2008年12月初旬に開始し、2009年4月初旬に終了した。

2007-08割当年及び2008-09割当年の漁獲量は、割当量5265トンに対して、それぞれ5234トン及び5242トンであった。

#### オブザーバー

2008-09漁期において、12回の操業でSBTを捕獲した。この期間におけるオブザーバー・カバレッジは、全努力量の8.4%、全漁獲量の15.54%であった。

まき網漁業に関して、2009-11漁期の1年目は、オブザーバーは漁獲した投網の9.0%、推定SBT漁獲量の13.5%をモニターした。2009年の東部まぐろかじき漁業（ETBF）に関しては、SBTが回遊する月及び海域において、オブザーバーははえ縄の鈎努力量の17.2%をモニターした。この間における西部まぐろかじき漁業に関しては、3隻が操業し、オブザーバーははえ縄の鈎努力量の8.5%をモニターした。

#### 追加的な報告要件

漁船監視システム（VMS）、転載及び生態学的関連種に関して、2008年のCCSBT15で採択された決議及び勧告に基づく追加的な情報も報告する。

## CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries – Indonesia

### 遵守委員会会合及び年次委員会会合のための インドネシアみまぐろ漁業に関する年次レビュー

#### はじめに

1. 2008年4月8日からインドネシアが委員会のメンバーとして新たな地位を得るとともに、みなみまぐろ（SBT）漁業の管理は現在も進展している。
2. この報告書は、2009年における漁獲量及び漁業活動、並びにSBTが漁獲され水揚げされる漁港について概説する。

## CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries - New Zealand

### 国内の SBT 漁業の年次レビュー ニュージーランド 2010 年

#### はじめに

ニュージーランドの排他的経済水域（EEZ）においては、みなみまぐろ（SBT）を漁獲するのに、手釣り、ひき縄釣り及びはえ縄が伝統的に利用されてきている。近年、SBT漁獲量のほとんどすべてが表層はえ縄漁業によるものであり、時折、ひき縄及びホキ狙いの中層トロールの混獲によって僅かに漁獲される。国内の漁業の大半は、小規模な船主自らが操業する漁船であり、一部が大規模かつ低水温域で操業するチャーターはえ縄船である。

SBTは、2004年10月1日に漁獲割当管理制度（QMS）に組み込まれた。商業向けの総漁獲可能量（TACC）は、413トンに設定された。420トンとしたニュージーランドの漁獲制限の残りは、漁業関連の死亡（2トン）、遊漁（4トン）及び伝統漁業（1トン）に配分されている。QMSへの組み込みによって、従前まで見られていた魚への「オリンピック」競争がなくなった。また、QMSの導入は、SBTはえ縄船団の整理統合とも関連している。

全体的として、2008/09漁期におけるニュージーランドの漁獲量は、約418トンであった。2008-09漁期の商業漁業による水揚げは、417トンであった。これは、従前の漁期、特に2005年及び2006年の300トンを下回る低い水準から増加している。かかる増加は、努力量及び小型魚の資源量の増加によるものである（単位努力量当たりの漁獲量－ CPUE － 及びサイズ構成データを参照）。

最近開発された太平洋くろまぐろ漁業における混獲としての非商業的SBTの推定漁獲量は、2009年においては1トン以下であった。スケール調整したオブザーバーデータによれば、2008/09漁期においては11尾の死亡SBTが投棄されたものと推定される。かかる投棄魚のサイズデータは利用できないものの、全体の重量は概ね1トンかそれ以下であった。

第 17 回委員会年次会合のための南アフリカ SBT 漁業の年次レビュー

はじめに

南アフリカのはえ縄漁業は、1960 年代初期に開始した。みなみまぐろは、1961 - 1967 年に推定 1500 トン以上水揚げされ、南アフリカの水域で漁獲される最も一般的な種の 1 つであった。当該漁業は、より儲かるメルルーサ類及びロックロブスターのような水産資源に漁業者の関心が転向したために発展することができなかった。その後、1970 年代から 2002 年における南アフリカのまぐろはえ縄漁業は、二国間協定の締結を通じた日本及びチャイニーズ・タイペイからの外国漁船によって占有されていた。南アフリカ EEZ 内の海洋資源は、同国のみによって利用すべきとの方針により、これらの協定は 2002 年に終結された。試験的なはえ縄漁業の開始とともに、1997 年には南アフリカ人の中にまぐろ及びめかじきはえ縄漁業を行おうとの関心が再度芽生えた。南アフリカのはえ縄漁業は、近年、正式に商業漁業の 1 つとなり、2005 年には、20 件のメカジキの直接漁獲許可及び 30 件のまぐろの直接漁獲許可が割当のために発給された。したがって、当該漁業は最大 50 隻に限定されている。

現在、みなみまぐろは、南アフリカ内でめかじき及びまぐろはえ縄船によって漁獲されているだけである。めかじきはえ縄船は、主にめかじき、きはだ及びめばちを南アフリカの EEZ 内で対象とし、混獲としてみなみまぐろを漁獲する国内船である。これらの漁船は、浅縄、イカ餌及びライトスティックを使用して夕暮れ後に投縄する。使用するはえ縄システムは、アメリカのシステム、すなわち幹縄にモノフィラメントを使用している。まぐろはえ縄船は、きはだ、めばち及びみなみまぐろを対象としている。南アフリカは、現在この比較的「新しい」漁業を担当する部門を設置する過程の途上であり、この漁業に相当する適切な国内漁船が存在しないということに留意している。さらに、南アフリカ人は、はえ縄を使ってまぐろを漁獲するための十分な技術を持っていない。したがって、南アフリカへの船籍移転及び技術移転のための適切な船を調達するのに、外国のチャーター船に大きく依存している。

## CCSBT-CC/1010/SBT Fisheries – Philippines

### CCSBT の協力的非加盟国であるフィリピンの国別報告書

#### (全文訳)

フィリピンは、CCSBT の協力的非加盟国として認められて以来、委員会が定めた管理措置を遵守してきている。それは、委員会が設定した同国の 45 トンという漁獲枠を厳守していることにより裏付けされる。フィリピンが ICCAT、IOTC 及び WCPFC のメンバーでもあることを考えれば、このことは、まぐろの保存管理に対する同国のコミットメントを示すことになる。これらの委員会においては、我々は、漁獲データ、船舶リスト、貿易データ等の提出といった委員会によって課せられたすべての管理措置を遵守するという自身のコミットメントを果たしてきている。

周知のとおりフィリピンは 2009 年においては 45 トンの漁獲枠が認められており、2009 年 1 月から 12 月の間、フィリピン船 サン・タイ 3 号は、40,537kg のみなみまぐろを混獲した。フィリピンによるみなみまぐろの漁獲は、混獲だけで主対象としていないため、フィリピンの船舶は、死亡数及び全死亡数推定するためのスケーリング方法を含め、ERS の相互作用を一切観察しておらず、また海鳥及び他の種の捕獲を最小限にするための緩和措置も実施していない。

フィリピン船 サン・タイ 3 号が条約水域で操業している間、オブザーバーは乗船していなかった。

**CCSBT-ESC/1010/BGD01**  
**( previously CCSBT-ESC/1009/13)**

**管理手続きの実施のためのデータ及び情報要件**

**G. Begg, F. Giannini, H. Patterson**

**要旨**

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）拡大委員会は、管理手続きを2011年までに導入し、ミナミマグロ（SBT）資源の再建ための基礎にしようとしているところである。この導入を成功させ、MPを維持させるための継続的なニーズに応えるため、しかるべきデータ及び情報要件が満たされなければならない。かかる要件は、MPを稼働させる主要なインプットデータ（すなわち、全世界の漁獲量、はえ縄CPUE、科学航空調査）の収集及び検証、並びにデータを収集するのに必要な資金調達も含む。MPに対してさらに入力する情報には、漁業指標の毎年のレビュー及び3年ごとに実施される資源評価のような定期的なレビュープロセス、並びに定期的なモデルコードのアップデートやメンテナンスが含まれる。MPデータ実施計画の策定といったMPの実施に関連する追加的な作業は、委員会がMPを選択し将来の活動についての指針を与えた時点で、検討されるべきである。

**CCSBT-ESC/1010/BGD02**  
**( previously CCSBT-ESC/1009/30)**

**CCSBT 地域オブザーバー計画の策定に関するスコーピング研究**  
**D. S. Kirby, G. Begg**

**要旨**

2010年の第17回みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）会合において、管理手続き（MP）を採択し、2011年の導入を目指すことになるだろう。メンバー及び協力的非加盟国が、MPへの主要なインプットデータ、特にえ縄の単位努力量当たりの漁獲量（CPUE）データ、に対する信頼度をより高めるためにも、そして2002年以降メンバーによって実施されているCCSBT科学オブザーバー計画の短所に留意しつつ、地域オブザーバー計画（ROP）の設立を検討する時期に来ている。ROPは、国別オブザーバーの国際的な交流を促進することによって、現行の国別オブザーバー計画の上に設立し得るだろう。これらの国際的なオブザーバーは、非加盟国のオブザーバーによって拡張され得るだろう。

**CCSBT-ESC/1010/Info02**  
**( previously CCSBT-SFMWG/1004/06)**

**ニュージーランドの行動計画**

**序文**

ニュージーランドの行動計画は、メンバーに対して保存管理措置の遵守を確保するための行動計画を策定するよう要請する第16回委員会年次会合で採択されたみなみまぐる保存委員会（CCSBT）の決議に従って策定されたものである。

この行動計画は、ニュージーランドがCCSBTで採択された保存管理措置及びERSに関する勧告をどのように遵守しているかを、漁業者より報告されるSBT及び生態学的関連種の漁獲データの組織的な検証も含め記述する。

事務局による翻訳